

# チヨーサー「教区司祭の話」にみる異端審問手引書の影響 (一)

田 卷 敦 子

池 上 忠 弘

## 序論

—

『カンタベリ物語』<sup>(1)</sup>最後の話である「教区司祭の話」は、他の「——の話」とは形式においても題材においてもかなり異なるため、チヨーサーの著作かどうかを含めて議論されてきた。著作の問題は、「教区司祭の話」の出典が何であるかということに連結された。しかし、確実な出典についてはわかっていない。幾つかの文書から引用して書かれた

という説が無難であろう。

基本的には、Kate O. Petersen の一九〇一年の発表により、題材が多量に使われている次の二書とされている。

*Summa de poenitentia, or Summa casuum poenitentiae*, 丁三  
ニコ会修道士 St. Raymund of Pennafort によつて一二二  
二—一二二九年に書かれたもの。このライムンドの『贖罪  
規定大全』を、便宜上、a 書とする。もう一つは *Summa  
vithorum*, 丁三ニコ会托鉢修道士 Guilielmus Perardus (or  
Peyraut, or William Perardus) によつて一二三六年に書かれ  
たもの。このペラルドスの『悪徳大全』を便宜上、b 書と  
する。そしてピーターセンは、「教区司祭の話」の八〇—

三八六行と九五八一—一〇八〇行はa書から題材を用い、三九〇—九五五行はb書から題材が用いられているとした。<sup>(2)</sup> これを内容と構成の上に図示しておこう。

教区司祭の話ここに始まる。

贖罪 penitence の第一部痛悔 contritio 七五	a書から
贖罪 penitence の第二部告解 confessio 三二六	
七つS罪源 decly synes とその細別、状況および種類 三三七	b書から
贖罪 penitence の第三部償罪 satisfactio 一〇二九	
ここでこの書を作りし者暇を告ぐ。 一〇八一	

ペラルドスは別に『有徳大全』 *Summa virtutum* を書いており、一二三六年に『悪徳大全』 *Summa vitiorum* を書いた。<sup>(4)</sup> 一二六一年頃 *Summa seu Tractatus de viciis* に書き直している。

これら手引書はローマ教会の文献全体がそうであるが、幾度も書き直されることがあった。つまり文献そのものが成長する性格をもっていた。サイクルが完了する場合には、まずラテン語本、次により詳しいラテン語本、そして俗語(自国語)というのが普通の順序である。G. Dempsterによれば、a書(一二二九年)、b書(一二三六年)とも最初ラテン語で書かれて広く普及し、そこから多くの手引書が作られた。次いでa書、b書に類似した次の二書がフランス語で書かれた。

Anglo-Norman *Completison* (一二七五年)、『Frère Laurent』の *Summe Le Roy* (一二七九年)、『とくに後者はチヨーサーに影響を与えた可能性があり、七つの罪源はここから引用されたともいわれた。<sup>(5)</sup>

a書とb書からの、とくに三八七行以下の内容の結合はあまりに機械的であり未熟である、と研究者たちは批評している。チヨーサーが別々の出典からとり込んだ可能性について示唆するものであるが、S. Wenzel はもっと多くの出典から題材を取り込んだとしてゐる。S. Wenzel は七つの罪源のための矯正法は、*Summa virtutum de remediis anime* からの出典であると発表した。<sup>(6)</sup>

いずれにせよ、類似した多数の文書が作り出されていた様子が窺える。その背景とされてきたのは次のようなことであった。

一二一五年の第四回ラテラノ公会議第二一項の教令により、すべての信徒に年一回以上の告解が強制的に義務づけられた、十分に教育と訓練をうけた聴罪司祭が大量に必要となる、そこで彼らを育成するためにとくに告解を中心に詳細に書き記した解説書が用意された、そしてこのような解説書は多くの司祭たちのトラの巻としてあつたという間に広まった、十三世紀から十五世紀にかけておびただしい数の「聴罪手引書」が出まわるが、ラテン語の読めない聖職者が多かったので英語、フランス語などの自国語に翻訳されたり書き直されたりした、というわけである。こうしたことからa書、b書は告解で用いる「聴罪手引書」とみなされてきた。

確かに第四回ラテラノ公会議で決議された教令が施行され、習慣となつて、イングランドの十四世紀後半の人々の生活を規定していたことは間違いない。イノケンティウス三世(一二九八―一二二六在位)の意志は、ホノリウス三世(一二一六―一二二七在位)によつて継承され、さらにイノケン

ティウス三世の甥であるグレゴリウス九世(一二二七―一二四一在位)によつて教会法のみならず世俗法の中にも反映された。

しかし年一回、四旬節に行われる告解の習慣<sup>(9)</sup>だけですべてを推しはかつてよいものかどうか。その間、ローマ教会にとつては異端という大きな問題が生じていた。第四回ラテラノ公会議はその対策を論議するために開かれた要素もあり、第二一項だけを重視し、その視点でのみ論じるのは早急にすぎると思われる。すべての信徒を対象にしたにせよ、年一回の告解のために急に大量の聴罪司祭が必要とされたであろうか。なぜ十三世紀から十五世紀に多量の「聴罪手引書」が出まわつたか、それは、はたして告解の場だけで使われたものだろうか？ a、b書ともドミニコ修道会の人間によつて書かれているのはなぜか？ こうした疑問を明らかにし、a書とb書の性格が明らかにされれば、「教区司祭の話」の意図も明瞭になつてくると思われる。この二書がどのようにして書かれたか、その成り立ちから探ってみよう。

ローマ教会は十二世紀中頃から「カタリ派」や「ヴァルド派」などの異端対策に苦慮し、教皇イノケンティウス三世の時代には、教会の内外の勢力を結集して異端の一掃のりだした。南フランスのアルビ周辺に発生したカタリ派は、ローマ教会のとなえる人類の生殖にも、秘跡にも、パンとブドウ酒の中にキリストが体を以って臨在することを力説するミサにも、地獄と煉獄との教義にも、肉体の復活の教義にも反対した。新約聖書を自分たちの信仰の權威にすることによって、ローマ教会に挑戦した。リヨンに発生したヴァルド派は、誰でも自国語に訳された聖書を所有すべきであり、これが信仰と生活に対する最後の權威であるべきであると主張した。

時代と立場をかえれば、何ら間違っているとは思えないが、要するにローマ・カトリック教会の教義や倫理に関する教えに異を説える者、ローマ・カトリック教会の教えから逸脱したすべての者を、「異端」と称したのであった。

ただし、「異端」という語はどこにも使われていないし、教皇の書簡や教令にも見当たらない。彼らは「カタリ派」、

「ヴァルド派」などと称されていただけのようである。

ローマ教会内部では、これら異端を説得し、論破しうるだけの学識を備えた聖職者の養成が急がれた。そして異端者を教化、帰順させるために正統と異端の峻別が行われた。第四回ラテラノ公会議決議第一〇項「説教者の採用について」には、カタリ派その他の異端者を捕えるために説教者が採用されなければならないこと、説教者は「行いにも言葉にも力のある者」でなければならないことが決議されている。そのための処置として第一一項に、次のように決議している。

「各司教座聖堂には、すべての教会あるいは他の教会の聖職者たちに、無料で、かれらの能力に応じて、文法およびその他の学科目を教えるのに適した教師が配置されるべきである。首都大司教座教会には、司祭およびその他の〔聖職〕者に神学（＝聖書の学）を教える者、とくに司牧職を目指していると認められる者たちに神学を教授すべき神学者を置かなければならない。」

ローマ教会が第四回ラテラノ公会議後に全体の組織をあげて説教者の採用と養成に取り組んだ様子が窺える。イノ

ケンティウス三世の後継者たちも、これを敷衍した。ホノリウス三世の教勅は、説教者たちがやがて異端審問官となつて巢立つたことを示すものである。

「よき人々のブドウ畑を荒らす狐たちを捕えるために、略——この狩人たちは、信仰の破壊者たちを相手どつて、果敢な戦いを挑むのであるから、行いにも言葉にも力ある者たちでなければならぬ。すなわち、かれらは、ごく近い将来に、笑いながら、土地の頭官たちと共に裁判の席に着くであろう——略」

これによれば、異端に対する説教者はイコール審問官でもあった。

一二三〇年の公開勅書 *Quo elongati* で教皇グレゴリウス九世がまとめた構想も、異端者を向うにまわして神学論争をたたかわすに十分な学識をもち、しかも異端者に非難されることのない高潔な人格を備えた審問官を選び出すことであつた。<sup>(13)</sup>

ペナフォルトのライムンド（一一八〇—一二七五）はこの時代にかかわつた一人である。ライムンドはピリヤフランカ・デル・パナデスに生れ、一二一八年にバルセロナで、

聖ペドロ・ノラスコ、ハイメ一世らと共にメルセド修道会（贖虜の聖母会）を創設した。ドミニコ会修道士。ホノリウス三世の時に、教皇庁の異端審問を司どる局である聖庁 *Saint-Office* に入り、教会法を専門に勉強している。一二二一—一二二九年にかけて『贖罪規定大全』をまとめた。これが a 書である。その後、教皇グレゴリウス九世（一二二七—一二四一在位）の命令を受けて異端審問に必要な教会法規集の編纂にとりかかる。ライムンドが編纂した全五巻は、*Decretales de Los Papes*、又は *Decretals of Gregory IX* 『グレゴリウス九世教令集』とよばれた。一二三四年に完成。一二三五年に教皇はタラゴナ大司教に異端審問の裁判所を設けるよう命じた際は、大司教ギョーム・ド・モンブランに、異端審問のやり方を記したこの『教令集』を届けさせている。<sup>(16)</sup>以後、異端審問に必要不可欠な判例集・法規集とされた。<sup>(17)</sup>このように、教皇グレゴリウス九世はイノケンテウス三世の意志を継承し、異端審問制度を創設したことで知られるが、ライムンドはその教皇の側近くにおいて、異端審問所の設置を進言したり、教皇の構想を具体的に実現する働きをしている。<sup>(18)</sup>

一二二九年トゥールーズの宗教会議で、異端の動きを懸

念したローマ教会は、一般信徒が自国語に訳した聖書を使用することを禁じてしまった。

### 三

司教裁判所における異端審問手続 *inquisitio* の整備もこの時期から始まり、「異端審問の方法」が確立された。

一二三一年の異端排撃の教皇令でもって、異端審問の手続きを、詳細な罰まで含めて教会法の中に組み込んだ。<sup>(19)</sup>

「教会により有罪とされる人々のみが、世俗裁判所の手にゆだねられ処罰を受けることになる」、教会が行ったのは審問と裁きだけであった。しかし罪びとは教会法と世俗法の両方で裁かれることになり、贖宥でもって刑罰をまぬがれようとすれば双方に支払わねばならない、といったことが十四世紀までの間に当り前になっていくのである。

一二三三年、司教が一人の司祭を指名し、その司祭が二人の俗人の援助を得て、異端者の探索を實行することになった。<sup>(20)</sup> 各司教区ごとに宗教裁判所が置かれ、すべての異端者を摘発して、その地の司教と領主に通告する任を負う。

一方では一二三二年の大勅書 *Ille humani generis* で、フ

ランス及びその近隣諸地方の異端者に対抗するため、説教者兄弟団(聖ドミニコと仲間の修道士たちのこと)を派遣したが、翌年四月十三日、グレゴリウス九世はフランス全土における異端追及の任をドミニコ修道士会の手に委託した。

彼らは教皇に直属し、教皇から任命された異端審問官たちである。これを免属といひ、<sup>(21)</sup> 各司教区ごとに置かれた宗教裁判所や司教に対して、なんら報告の義務を持たなかった。異端の探索のため各地へ派遣されて行くが、これが後に各地で教区司祭との間に確執を生むという弊害をもたらしことになるのである。托鉢修道士たちはやがて訓練された司祭となった。実際かれらはその職務を行使するよう訓練された唯一の司祭たちであった。説教壇上から教義上・<sup>(22)</sup> 道徳上の教訓を与え、告解場から道徳的・靈的な指導を与えた。とくにドミニコ会托鉢修道士たちは、論争を武器とした軍団と称された。

このようにして十三世紀に聴罪司祭が大量に必要となつたのは異端の探索のためであった。ここに異端審問のやり方をきめた文書が必要とされてきたのである。

原本とされる a 書、b 書から書き写したり、翻訳したり、抜粹したり、審問官が個々に携帯する手引書を用意したと

して、その数はおびただしいものになったであろう。宗教裁判のやり方を記し、推しはかつてみよう。

三人か四人の審問官や聖職者の一団が村落に到着すると、その地区の住民すべてが教会に集められる。厳かな説教が行われ、「すべての信者は教会に力添えをするように、罪ある者は神の赦しを願うように」と勧められる。罪を犯したと感じている者は、「二週間から一ヶ月の猶予を与えるから、その間に裁判官の前に出頭するように」と呼びかけた。

〔猶予期間〕中に、罪びとは自己の過ちを告白しに行くことができた。罪びとは自己の過ちを告白し、通常の法規にのっとつた刑罰を科された。ここで行われる、痛悔↓告白↓償いの手順は告解そのものである。異端審問制度下において、説教者はイコール審問官であつたが、イコール聴罪司祭でもあつたことになる。

猶予期間が過ぎると追及の対象となり、召喚を受ける。逃走した場合は逮捕され、投獄された。投獄された被告は法廷に出頭しなければならない。審問には二人の聖職者と報告書を作成する公証人または書記生が立ち合う。彼らは事の成り行きを書き留め、報告書を作成する任を帯びてい

る。審問官たちはこの報告書の下書きをさつそく手に入る。これがさまざまな罪びとを相手にしたときの訊問の仕方(23)の範例になつた。b書、ペラルドスの『悪徳大全』はこうした場所から生み出された。

審問官に要求されることは罪びとを裁くことだけでなく、異端者を教化、帰順させるよう説得工作を行うことである。b書には、七つの罪源と各々その矯正法とが用意されてあつた。b書については別稿で述べることにする。

第四回ラテラノ公会議第二二項にある「——聴罪司祭は——(略)、罪を犯した者の環境とその罪の状況を審問し *inquiries*、どのような治療が必要かを慎重に考える必要がある」にある言葉、また一三三三年に「異端者取締法規」の中でラテン語の *inquisitor* がはじめて異端審問官の意味で使われている。十三世紀において告解は、審問と裁きの要素が強い。これらのことから異端審問の裁きの場で行われる訊問のやり方と、告解の場における聴罪の仕方は共通であつた、と考えてよいであろう。従つて同じ「聴罪手引書」が使われたとみて間違いない。

異端審問といえは自供を得るために残酷な拷問を行うもののように想像されるが、異端の裁判といえども、正統な

規範に従っていたのである。そのため、大きく分けて三種のテキストが作成されている。

(1) ローマ教会全体で行われている教会法規集 *Decretum*。

とくに、第四回ラテラノ公会議決議録、通称 Latin canon、イノケンティウス二世大勅書 *Sacerdatus nos*、ホノリウス三世大勅書 *Super Speculum*、グレゴリウス九世大勅書 *Ille humani generis* などが収められた『グレゴリウス九世教令集』 *Decretales de Los Papas* (一二三四年ライムンド編纂) は必要不可欠とされた。

(2) 贖罪規定書 *Penitential*。キリスト教における罪とそれに対する償いと赦しの基準を、教会の各身分に応じて具体的にこと細かく法律のごとく明瞭に定めたもの。類似した罪の査定表。a書、ライムンドの『贖罪規定大全』 *Summa de Penitentia* は、ここに分類される。

(3) 審問のやり方を示す手引書(マニユアル)。審問官自身か後輩の裁判官に自分たちの経験を活用してもらおうと思つて書いた手引書。主として審問に従事していたドミニコ会托鉢修道士たちによって作られた。

個々の審問の経過はすべて公証人、または書記生によつて報告書に作成されたから、審問官たちはその下書を手

に入れたのだった。

b書、ペラルドスの『悪徳大全』 *Summa seu Tractatus de viciis, or Summa vitiorum* (一二三六年)、『*Summa vitiorum*』は、ここに分類される。

a書の『贖罪規定大全』、『グレゴリウス九世教令集』、b書の『悪徳大全』の三書は、一二二九年から一二三六年までの間に集中して書かれている。いずれもラテン語で書かれており、これらを原典に、書き写したり、翻訳したり、書き直されたりした。

多くの研究者は、チヨーサーが直接訳した言語はラテン語よりもむしろフランス語であった、と指摘している<sup>24</sup>。異端の探索と審問に従事していたドミニコ会修道士によつて書かれ、かつ手引書が要望された地方の言語、即ちフランス語に直されたものならば、まず異端審問に用いられたものと考えて間違いない。

a書とb書は、ともに異端審問のテキストであり、手引書であった。



第一章 チョーサー「教区司祭の話」にみる  
ライムンドの『贖罪規定大全』の影響

『カンタベリ物語』の最後にある「教区司祭の話」は、  
ライムンドの『贖罪規定大全』とペラルドスの『悪徳大全』

一部 痛悔 contritoun

悔い改め penitence とは何であるか。また何ゆえに悔い改め penitence と呼ばれるか。

八四

悔い改め penitence には三つの行いがある。

九五

1. 人が罪を犯した後に洗礼を受ける場合

九六

2. 人が洗礼を受けた後で罪源 deedly synne を犯すこと

九九

3. 人が洗礼を受けた後、来る日も来る日も小罪 venial synnes に陥ること

一〇〇  
一〇一

1. 公的 solempne penance

(1) 破門

から多くの題材が使われているとされ、ピーターセンは「教区司祭の話」全般にわたって二書からの引用部分を明らかにした。<sup>(25)</sup> それに基づいて、第一章ではライムンドの『贖罪規定大全』<sup>(26)</sup> がどのように影響しているかみてみよう。

まず第一に明らかなのは、題材が引用されているだけでなく、構成の上でも同じく伝統的な贖罪規定書 Penitence<sup>(27)</sup> の形式がとられていることである。勿論、非常に簡略化されているが、「教区司祭の話」全体が一つの贖罪規定書の形で書かれている。以下、次のとおりである。

(2) 公開的 public penance

2. 一般的 commune penance

3. 私的 private penance

完全な悔い改め penitence に必要欠くべからざるもの。

心で痛悔 contrition of herte、口で告白 confession of mouth、行いで償罪 satisfaccion 一〇七

痛悔 contrition には四つ(の)ことを理解せよ

(1) 痛悔とは何であるか

(2) 人を痛悔へと駆りたてる原因は六つある

① 自分の罪を恥じる

② 罪の奴隷となることを蔑むべき

③ 審判の日の恐怖・地獄の恐るべき苦痛への恐れ

④ 怠った善行を思い起こす

⑤ イエス・キリストの受難を思い起こす

⑥ 罪の赦しを与えられるよう望む

(3) どのような仕方では痛悔すべきか

(4) どのような痛悔が魂にとつて効用があるか

二部 告解 confession

告解 confession とは何であるか

どこから罪が生じるか、どのようにして増大するか。

罪には二つの種類がある。小罪 venial と罪源 deadly synne

三一六

三五八

七つの罪源 *seven deadly synnes* とその矯正法 *remedium*

罪を悪化させる状況を理解すること

罪を犯した状況

三八七  
九六〇

① 自分はどのような身分か考える

② 罪の大きさを考える

③ 罪を行った場所を考える

④ 罪の相棒は誰か

⑤ 幾度罪を犯したか

⑥ どのような誘惑によつて犯すのか

⑦ 人はどのような方法で罪を犯したか

真の告解 *confession* とは——四つの条件がある。

九八二

1. 告解 *confession* は苦しみの状態でなされるべきである。

五つの印がある

① 恥のうちになされるべき

② 謙虚さで、ひざまずいてなされるべき

③ 涙ながらになされるべき

④ 途中で止めない

⑤ 償い *penance* を従順な心で受ける

2. 速やかに行われるべき

九九八

3. 一人の人間に対して罪の全部を告白 *shryve* すべきである

一〇〇六

4. 真の告白 *shrite* は確実な条件が必要である

一〇二二

(1) 自由意志によつて告白 *confesse* すること

(2) 告白 *shrite* は合法的でなければならぬ

三部 償罪 *satisfaction*

償罪 *satisfaction* は施しと肉体的苦痛にある。

一〇二九

1. 施しには三つの種類がある。

一〇三〇

(1) 心の痛悔 *contrition of herte*

(2) 隣人の過ちに憐みをもつこと

(3) 人が必要とするもの (精神的、物質的) を与えよ

2. 肉体的苦痛—祈り、徹夜の勤行、断食、祈禱

一〇三八

苦痛を妨げる四つの種類がある

① 恐れ

② 恥

③ 希望

④ 絶望——第一の絶望

第二の絶望

一〇八〇

贖罪規定書 *Penitential* とは、キリスト教における罪とそれに対する償いと赦しの基準を、教会の各身分に応じて具体的にこと細かく、法律のごとく明瞭に定めた、一言で

いへば類似した罪の査定表である。<sup>(27)</sup> 六世紀にアイルランド教会で始まり、告解における靈的指導の基盤になるものとして作成された。ヴィニアン (五四九年死) 及びコロンバ

ヌス(六一五年死)の『贖罪規定書』が原典とされている。<sup>(28)</sup> 後者にはグレゴリウス一世(五九〇—六〇四在位)が宣べた告解の義務の原則、「——罰は罪の重さによって計られる。医者が病人を療す時、自分の手と目で良く確かめて治療する。同様に、告解がなければ、罪びとの罪を治すことが出来ない。告解によつてのみ、悔悛者の靈魂は救われる。」が適用されていた。

## 二

まず、ライムンドの『贖罪規定大全』における罪の概念及びそれに対する償いと赦しの基準が、どのように影響しているかみてみよう。

罪はその性格によつて大きな罪、または重い罪と称される mortal sins (偶像崇拜、信仰の否定、殺人、姦通など、世俗的罪であると同時に、洗礼によつて得る靈魂の救いの恩寵を失う罪)と、小罪 venial sins (キリスト教的徳に反する靈的な罪)とに分けられた。

イングランドの教会にも出典を同じくする『テオドルの裁き』<sup>(21)</sup>とよばれる罪の査定表があり、大罪 mortal sins と小罪 venial sins に分けられた。ただし、アイルランド教

会とは「罪の赦し」方が異つていた。

アイルランド教会では、「如何なる罪でも悔い改め penitence と償い penance によつて赦されない罪はない」とされた。告解において与えられた償いを果たすことによつて罪の赦しを与えられた。アイルランド教会では個人の任意と秘密に基づいた私的告解 private penance を実践しており、『贖罪規定書』*Penitential*の規定における罪のざんげ、及び償いと赦しは、「司教か修道院長、または司祭の下で個人的に行われた。ほとんどが、「小罪」に対してであり、靈的指導として施された。「大罪」に対する償いとしては、共同体から追放された。

一方、ローマ教会には、聖ベトロとその後継者に罪とその罰を赦す権能が託されているとする、「鍵の権能」という教義がある。<sup>(32)</sup> アウグスチヌスの言葉、「どんな罪も教会において悔い改めることによつてゆるされる」<sup>(33)</sup>が根拠とされた。ローマ教会は「大罪」に対しては、公式典礼 solemn の形式をとつた公開告解 Public Penance が施行された。罪の告白及び公開の償いと赦しの宣告は、司教ならびに共同体の前で行われた。告解の秘跡をとおして教会の赦しを与えたのである。「小罪」に対しては私的告解が、

この場合も秘跡として行われた。

ライムンドの『贖罪規定大全』 *Summa de Penitentia* は、  
コロンバヌスの『贖罪規定書』を基盤に作られるのである  
が、十三世紀前半に異端審問制度が始まると、従来の主に  
小罪を対象とした贖罪規定による償い *penance* では収まら  
なくなってきた。それまで教会で取り扱うのは小罪のみで、  
大罪は世俗の手にゆだねられていたのである。しかし信仰  
の否定という大罪（＝異端）に対応して、この時から大罪  
も取り扱わざるを得なくなつた。ライムンドの『贖罪規定  
大全』の顕著な特徴といえよう。<sup>34</sup>

そして「教区司祭の話」への影響は、最もこれら罪に対  
する償い *penance* の配置にみられるのである。前出のピー  
ターセンによる出典箇所との照合では、この部分はチヨーサ  
ーに借用されている。

以下、X一〇二行以下を引用する。

「贖罪 *penitence* の配置は三つ、公式典礼 *solempne* と一  
般 *commune* と私的 *privee* であり、公式典礼には（ならに）  
二つある。

*solempne*  
*penance* (I)

子供の殺害、このようなことのために四  
旬節に聖なる教会を追放されること。

*solempne*  
*penance* (II)

人がおおつびらに罪を犯し、その罪の名  
*fame* が国中に公然と語られるような時  
に、聖なる教会は審判 *judgement* によつ  
てその人に公開の償い *open penance* を  
させること。

*commune*  
*penance*

一般的な償いは、司祭が人々 *meis* に対し  
て、例えば薄物を身にまとい、ないしは  
裸足で巡礼に出かけるよう命じたりする  
こと。

*privee*  
*penance*

*privee penance* は人々 *meis* が常に私的な  
罪に対して行う償いである。我々が *we*  
我々に *us* 告白し、そして *privee*  
*penance* を受けること。(X一〇二一六)

これらに補足説明を加えてみよう。

*solempne penance* (I) の「子供の殺害」については、ウ  
イニアンの『贖罪規定書』の中に、聖職者を対象にした罪  
(V・C・10 ~ 34, 48 ~ 50) の項にある。「姦通によつて生ま  
れた子供の殺人は、二重の意味で大罪（重罪）である（V・  
C・12）」、そして子供の殺害に対する償いの期間は七年間、

ときめられてある。聖職者の殺人罪は十年間、その間アイ  
ルランド共同体から追放された。<sup>(35)</sup>

十四世紀後半のイングランドでは聖職者の風紀道德が衰  
退し、多くが妾をおくか女性信徒と恋愛にふけり、生れた  
子供たちをどうするかの問題が生じていた。チョーサーは  
これら聖職者の大罪に対する償いに、アイルランド方式の  
大罪の償いを配置し、「聖なる教会から追放(XI〇二)」  
としている。

solempne penance<sup>(1)</sup>は、町の中央広場か教会の前で行  
われる公開裁判のことを指している。審問官をはじめ王  
の役人、一般信徒の全員が立ち合った。異端審問制度が始  
つてからは「判決宣告の儀式」と呼ばれたが、大罪に対し  
て科される償いである。

『贖罪規定大全』ではゆるやかにしてあつたが、グレゴ  
リウス九世ははっきりと焚刑(死刑)にした。異端らの犯  
す大罪(教義の否定、偶像崇拜、教会襲撃など)に対し、ロー  
マ方式の大罪に対する償い penance が配置された。

solempne penance の(1)、(2)いずれも教会の儀式として  
執行され、司教によって科された。

commune penance については、三八六行に次のような

箇所がある。

「礼拝の時に施行される『われ告白す』という一般的  
告解 general confession」、これは年一回以上、すべての  
信徒に義務として課されているところの、教会で行われる  
告解のことを指している。従つて、(2)でいう commune  
penance は general confession と同義語であろう。ロー  
マ教会の小罪に対する償い penance がここに配置されて  
いる。それらは司教によって科された(XI〇五)、とある。  
大罪については司教が、小罪については司祭が科した。

private penance については、我々が we 我々に us 告白  
する、というくだりに注目したい。一〇一行に、「善良に  
して謙遜な人たちの贖罪 penitence は毎日毎日の贖罪 peni-  
tence である(アウグスチヌスの言葉)、とある。四一六世紀  
にアイルランドの修道院において罪の告白は頻繁に行わ  
れ、毎日ということすらあつた。修道生活の一部になつて  
いたのである。告白は、少し年長であれば誰に向つても  
よかつた。修道士は (we) 修道士に (us) 向つて互いに告  
白した。そして互いに償い penance を科し合つた。彼らは  
贖罪規定書を片時も手離せなかつたのである。チョーサー  
はアイルランド教会の小罪に対する償いをここに配置して

いる。

以上、まとめてみると、

solempne penance (1)にはアイルランド方式の大罪に対する償い penance が配置され、

solempne penance (2)にはローマ方式の大罪に対する償い penance が配置され、

commune penance にはローマ方式の小罪に対する償い penance が配置され、

privee penance にはアイルランド方式の小罪に対する償い penance が配置された。

然しながら、このように a 書『——大全』から「大罪 mortal sins」と「小罪 venial sins」を取り入れながら、一方では b 書『——大全』から引用したとされる部分、三九〇—九五五行の間では「罪源 deadly synes」と「小罪 venial synes」が使われているのである。そしてチョーサー自身も九九—一〇〇行に deadly synes と vinal synes を使っている。mortal sins (偶像崇拜、信仰の否定、殺人、姦通など)と deadly synes (貪食、邪淫、貪欲、憤怒、嫉妬、怠惰、傲慢、はどちらも死に値する罪という意味ではあるが、内容はちがってくる。

要するに、a、bの異なる二書から引用して作成したために、基本的なところに矛盾を生じさせてしまった、といえよう。これについては、別稿で述べることにしよう。

### 三

贖罪規定書のもう一つの特徴は、罪の償いと赦しの基準を、教会の各身分に応じて具体的にこと細かく定めていることである。例えばヴィニアンの『贖罪規定書』は、償いの基準を、聖職者と一般信徒に区別した。コロンバヌスの『贖罪規定書』(五九一年以降)は、ヴィニアンのものを基準として作られたが、聖職者と一般信徒の他に修道者も設け、さらに下級聖職者、修道者または助祭、司祭、司教の階級に区別した。

したがってそれは同時代の教会の状況ならびに社会生活・風土が反映される。時の状況に応じた罪の償いの基準が規定されることになる。

ライムンドの『贖罪規定大全』*Summa de poenitentia* は、コロンバヌスの『贖罪規定書』を基盤にして作られたが、コロンバヌスの区分の他に、「異端、カトリック・キリスト教の教義や倫理に関する教えから逸脱した者」か「そ



でない者」かの区分が加わった。

ではチヨースーはどうであろうか。「教区司祭の話」にもそれらしきところがある。贖罪の第二部告解の、罪を悪化させる状況を理解するために相手がどのようなものであるかを考えよ、という箇所に、「男であるか女であるか、若年か老年か、貴族の生れか農奴の境遇か、自由の身であるか使われてる身か、健康であるか病気であるか、結婚しているか独身であるか、教団に属しているか否か、賢いか愚かか、聖職者か俗人か等々」(X九六一)とある。

しかし、十四世紀後半の英国社会は、貴族か農奴か、聖職者か俗人かの区分だけではとても包括できなくなっていた。

これは『カンタベリ物語』全体の構成の中で考えてみる必要があるのではないか、たとえば「総序」には、英国の十四世紀後半を代表する人物たちが登場する。宮廷に關係する人物に、騎士、近習、楯持。教会に關係する人物は、女子修道院長、第二の修道女、司祭、修道士、托鉢修道士、教区司祭、免罪符売り、召喚吏。知識階級としてオックスフォードの学僧、高等弁護士、医学博士。ブルジョワ階級では貿易商人、同業組合の市民、バースの女房。地主階級

として郷士。農夫、船長、料理人、粉屋、家扶、宿屋の主  
人などもいる。

チヨースーが、「我々が(we)我々に(us)互いに行う告解の姿をこれら『カンタベリ物語』の登場人物たちにあてはめていたのか、それとも十四世紀後半の『カンタベリ物語』の読者に想定していたのか、確かなことはわからぬ。

#### 注

- (1) チヨースーのテキストは L. D. Benson ed. *The Riverside Chaucer*, 3rd ed., based on *The Works of Geoffrey Chaucer*, ed. F. N. Robinson (Boston: Houghton Mifflin, 1987) を使用。Helen Cooper. *The Canterbury Tales*. Oxford Guides to Chaucer (Oxford: Clarendon Press, 1989), pp. 395-409 および Derek Pearsall. *The Canterbury Tales* (London, 1985) を参照。翻訳ではチヨースー、榎井迪夫訳、『カンタベリ物語』、全三巻、岩波文庫、岩波書店、一九九五年、を参照した。

- (2) K. O. Petersen. *Sources of the Parson's Tale* (Boston, 1901) に「*the Works of Geoffrey Chaucer*, 2nd. ed., ed. F.

N. Robinson (London, 1957), Explanatory Notes, pp. 765-772. を参照した。

(3) penitence は悔い改め、悔悛、ざんげ、などと訳されるが、本稿では「penitence=悔い改め」とする。

(4) ビーターセンが本書としているのは、*Summa seu Tractatus de vicis* である。前出書、七六六頁。

(5) G. Dempster に関しては、注(一)の前出書、Explanatory Notes, p. 956.

(6) S. Wenzel, 'The Source of Chaucer's Seven Deadly Sins', *Traditio* 30 (1974), 351-78. *Primo-Quantum* が「物語」に最も近いとしている。

*Postquam* にひびくは S. Wenzel ed., *Summa virtutum de re mediis anime* (Athens, Ga., 1984).

(7) 吉田和男、「教区司祭の話」、『チョーサーとキリスト教』学書房、昭和五九年、八二頁。

(8) 斎藤勇、「罪をたずねて」、『チョーサーとキリスト教』学書房、昭和五九年、七一一〇頁。

(9) 告解についてはすでに十世紀には、復活節の聖体拝領の準備として四旬節に告解を行うことを信徒に要求することが、北西ヨーロッパあまねく、一般的に行われていた。一二一五年の第四回シテラノ公会議の有名な教令 *Ut rursusque*

*sexus* は義務づけられた復活節の聖体拝領の前に重罪を毎年秘跡的に告解することを義務として課したが、すでに長い間、存在していた習慣に対して法的裁可を与える以上のことはしなかった。『中世キリスト教の成立』、前出、二四六―七頁。

(10) E. ケアンス、『基督教全史』いのちのことは社、一九七九年、三〇五―六頁。

(11) 測倫彦、「教皇ホノリウス三世の教勅 *Super Speculam*」東京都立大学法学雑誌一八、一九七八年、三八九頁。

(12) 測倫彦、前出、註(26)に全訳されてある。首都大司教座教会は「二人の教師を配置する」負担を担わねばならなかった。

(13) ルカによる福音書二四章一九節。測氏は「わざにも言葉にも——」とされているが、聖書協会・新共同訳(一九九〇年)にある「行いにも言葉にも——」の方が、この場合理解しやすい。

(14) ギー・テスタス、ジャン・テスタス、安斎和雄訳、『異端審問』クセジュ文庫、白水社、一九七九年、一八頁。異端審問に関しては同書による。この他に次の文献が参考になる。

Henry Charles Lea, *History of Inquisition of the Middle Ages*,

3 vols., New York, 1955.

- (15) Henry Charles Lea, LL. D., *A History of Auricular Confession and Indulgences in the Latin Church*. Vol. III, p. 421. (New York: Greenwood Press, 1968)
- (16) ギー・テスタス、ジャン・テスタス、前出書、三三三頁。
- (17) 前掲書、四〇頁。
- (18) 聖アルベルトゥス・マクヌス、聖トマス・アクイナス、聖ボナベントウラと並び、十三世紀前半の最も傑出した大物(H・C・リーの表現)に数えられている。没後、一六〇一年に聖別された。
- (19) 上智大学中世思想研究所編訳『中世キリスト教の発展』講談社、昭和五六年、三四頁。
- (20) ここにQuestorが派生する。免罪符売りのことを初期にQuestuariと称した。
- (21) 上智大学中世思想研究所編訳『中世キリスト教の発展』講談社、昭和五六年、一六五頁。
- (22) 前掲書、一〇〇頁。  
第四ラテラノ公会議から黒死病の大流行までの間、四つの托鉢修道士会の果たした役割は大きく、ローマ教会にとって有意義なものであった。
- (23) ギー・テスタス、ジャン・テスタス、前出書、四〇―四四頁。最も古いものの一つにラングドックで仕事をしていた四人のマニニコ会修士——キョーム・レモン、ピエール・デ・ラング、スルナル・ド・ロー、ジャン・ド・サン・ピエールが、一二四四年から一二五四年の間に書いた記録がある。
- (24) L. D. Benson, ed., op. cit., Explanatory Notes, p. 956.
- (25) K. O. Petersen, *Sources of the Parson's Tale* (Boston, 1901) *The Works of Geoffrey Chaucer*, 2nd. ed., ed., F. N. Robinson (London, 1957), Explanatory Notes, pp. 765-772. 一書からの引用部分を示す。
- (26) Raymond of Pennafort, *Summa de poenitentia et matrimonio* (Rome: Ioannes Tallinus, 1603; reprint ed., Farnborough, Hants: Gregg Press, 1967).  
一九六四年に“De Poenitentis et remissionibus”三卷三十四章(四三七―五〇二頁)の部分のみ複製された。それはHenry Charles Lea, *A History of Auricular Confession and Indulgences in Latin Church*, Vols. I ~ III. (New York, 1968) において St. Ramon de Pennafort, *Summa Lib. or St. Raymundi, Summa Lib.* を多所に引用しているが、出典箇所が三卷三十四章に限るので、リーの仕事に関連して複製されたものと思われる。

- (27) 上智大学中世思想研究所編訳、『中世キリスト教の成立』講談社、昭和五六年、二四四―五頁。
- (28) 盛節子、「初期アイルランド・キリスト教の靈性―ヴィニアン及びコロンバヌスの「贖罪規定書 Penitential」を通して―」、『キリスト教史学』三七（一九八三年）、三二―五二頁。
- (29) 盛節子、前出、四〇頁。
- (30) 「小罪venial sin」、〔大罪mortal sin〕で表記する。他に〔罪源capital sins〕がある。（『現代カトリック事典』）多くの罪の源となる悪徳 principal vices のことであり、傲慢、嫉妬、憤怒、怠惰、貪欲、貪食、邪淫、を七つの罪源という。十三、四世紀イングランドで混同され、deadly sin が罪源の意味に使われるようになった。
- (31) カンタベリ大司教「Eaton」（六六九―九〇）はイングランド教会を徹底してローマ化したにもかかわらず、贖罪規定書においてはアイルランド方式を適用した。それを基にテオドルの裁き judgement、即ち償いの査定表が作られた。
- (32) 上智大学中世思想研究所編訳、『中世キリスト教の発展』、一〇〇頁。
- (33) アウグスチヌス、赤木善光訳、『アウグスチヌス著作集 第四卷』教文館、一九七九年、二六六頁。
- (34) H. C. Lea, op. cit., vol. II, pp. 266-70.
- (35) 盛節子、前出書、三五頁。